平成２２年（フ）第４３１号
沖縄県島尻郡渡名喜村1966番地の３
破産者　渡口　道雄
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３０２号
札幌市東区北13条東10丁目３番38号　下宿花月
破産者　石田　　晃
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３０３号
北海道苫小牧市桜木町２丁目31―24　メゾンホリ101、開始決定時の住所北海道苫小牧市のぞみ町３丁目９番16号
破産者　石田マサ子
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１３号
釧路市大川町４番17号
破産者　砂山　幹男
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第６３号
北海道厚岸郡厚岸町真栄２丁目223番地
破産者　三村　敏文
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第６４号
北海道厚岸郡厚岸町住の江３丁目86番地
破産者　三村　兼司
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１６８号
福島県会津若松市飯盛３丁目４番23号
破産者　佐藤　壽則
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
茨城県水戸市杉崎町227番地
破産者　中島　早苗（旧姓谷津）
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１０号
茨城県稲敷郡美浦村大字木原469番地１
破産者　沼崎　民雄
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第５１６号
埼玉県坂戸市西坂戸１丁目24番５号、開始決定時の住所埼玉県坂戸市にっさい花みず木５丁目25番地11
破産者　金谷洋一郎
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９６号
埼玉県所沢市大字上山口149番地の６
破産者　増田　有紀
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１１０号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目10番地18　サンライフヴァレⅠ―101
破産者　今川千恵美
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１３６号
長野県千曲市大字森1489番地２
破産者　西村　正木
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第５４６号
静岡県沼津市根古屋105番地の72、前住所静岡県三島市松が丘１番地の８　シャリエ三島松が丘204
破産者　小川　圭二
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５号
静岡県田方郡函南町平井1252番地の７
破産者　淺野　晴枝
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３０号
名古屋市緑区大高町字鶴田61番地　間瀬ビル702号、開始決定時の住所名古屋市緑区大高町字伊賀殿123番地の１
破産者　笠寺自動車こと　鳥居　秀之
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０６号
名古屋市天白区山根町232番地　山根台第１住宅Ａ棟25号
破産者　齊藤　秀明
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４５号
名古屋市昭和区川名町３―13―１　アーバン18　405号、住民票上の住所愛知県愛西市諸桑町郷城193番地
破産者　石川美由紀
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０６号
奈良県生駒郡平群町大字若井306番地の９
破産者　大塚　尚弘
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所